

姫路市上下水道局告示第 50 号

令和 8 年 7 月 7 日

姫路市上下水道事業管理者 松 浦 正 宗

姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定に基づき、下記の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年姫路市水管規程第 8 号）第 5 条第 2 号の規定により告示する。

記

事業を廃止する者の名称等及び廃止年月日

氏名又は名称	M水道
事業所の所在地	高砂市米田町米田 8 5 0 番地の 3
指定番号	第 8 1 5 号
届出年月日	令和 8 年（2026 年）7 月 3 日
廃止年月日	令和 8 年（2026 年）7 月 3 日